

なお、昭和40年度から車両・船舶および営業用自動車(以下[車両等]という。)の転配属も*年度設備投資計画の中に取り入れられ、地上設備と同じように区分されることとなった。ただし、車両等の投資については、車両等の運用、規格化、調達等を考慮しなければならないため、本社計画工事と本社承認工事との実質的な差異がほとんどなくなるのみならず、手続も複雑になるので、本社承認工事をやめ、本社計画工事と支社計画工事の2本建てとすることとなった。本社計画工事のおもな特質は、次のとおりである。

(1) 地上設備の個々の工事の全体計画、すなわち設備投資計画の発議をするのは、本社および施行地所管の支社長である。設備投資計画の決定者は総裁であるが、さな改訂に限り、工事主管部局長と経理局長が行なうことになっている。設備投資計画が決定される場合、重要な工事は1件ごとに、その他の工事は年度設備投資計画決定の際、一括して常務会で審議される。なお、車両等の設備投資については、個々の工事の設備投資計画を決定するというをしなで、年度計画として年度設備投資計画によって投資の決定が行なわれる。

(2) 常務会で1件ごとに設備投資計画を審議、検討している際、その内容について、さらに調査の必要を認めた場合は、工事主管部局長と経理局長は、支社長に調査を命じ、調査費予算を調達して十分な調査を行なわせて、計画内容の精度をあげることとする。

(3) 設備投資計画の決定が行なわれても、その施行時期は予算事情との関係により、年度設備投資計画との関連において決定される。

(4) 年度設備投資計画が決定されると、工事主管部局長と経理局長は、その本社計画工事年度実施計画に基づき、支社長に対し工事指定と予算内示を行なう。

昭和36・10に制定された設備投資事務規程から、予算事務および工事の円滑化をはかるため、A.F.E.(Authority For Expenditure)を2分して、一つは具体的計画を立てるための工事指定と予算内示とし、一つは設計その他具体的計画の承認と予算通達とに分離した。支社長は、工事指定および予算内示により、あらかじめ前広に具体的工事計画の準備を進めることができる。しかも、この内示は、前事業年度中にすることができるようになったので、工事施行箇所は、翌事業年度首までに十分な工事体制を整えることができる。したがって、工事計画の承認を受けた工事については、翌事業年度首、直ちに着手することができることとなり、工事の平準化と工事事務の円滑化が期待できることとなった。

(5) 支社長は、工事指定および予算内示を受けた工事のうち、設計および工事費の具体化したものについては、工事計画書を作成し、工事主管部局長と経理局長に提出する。工事主管部局長と経理局長は、工事計画書を適当と認めたときは、支社長に工事計画の承認を与え、工事費予算を調達する。

(6) 上述したようにA.F.E.は2分され、工事指定、予算内示と工事計画承認、予算通達とに分離されたが、車両等の新製工事と車両の改造工事については、工事指定段階において工事計画の内容が具体化しているため、昭和40年度の設備投資から、A.F.E.を2分することをやめ、旧に復し、工事指定と予算通達だけによることとなった。

(7) 車両等の転配属が設備投資の概念に入ったが、車両等の転配属の本社計画工事については、年度設備投資計画が決定されると、営業局長、運転局長、工作局長、自動車局長または船舶局長と経理局長は、その本社計画工事年度実施計画に基づき、

支社長に車種、形式別両数および船種別隻数を通達する。

(高橋友輝)

ほんしゃしよにんこうじ 本社承認工事 従来は、設備投資の区分としては*本社計画工事と*支社計画工事との2本建てであったが、設備投資管理規程の制定により、昭和40年度分の設備投資から、本社計画工事と支社計画工事との中間的なものとして、新たに本社承認工事が設けられた。

本社承認工事は、次のいずれか、または双方の要素をもつ工事であって、ある程度、本社が調整する必要があるものである。

(1) 全体投資額または支社予算に対して比較的投资額の大きなもの。

(2) 全社の計画との関連において、計画の調整を必要とするもの。

なお、車両等の投資については、その特殊性のため本社承認工事に該当するものはない。本社承認工事のおもな特質は、次のとおりである。

(1) 設備投資計画の発議者は、施行地所管の支社長であって、本社計画工事と異なり本社が発議することはない。また、本社は設備投資計画の決定をすることはせず、支社長の策定した設備投資計画を承認するにすぎない。このように本社計画工事との基本的な相違点は、計画の主体性が支社にあることである。この場合の本社とは、総裁ではなく、権限を下部におとして工事主管部局長と経理局長である。

(2) 年度設備投資計画が決定されると、工事主管部局長と経理局長は、その本社承認工事財源計画のわく内で、支社長に工事承認と予算内示、予算通達を行なう。この工事承認とは、工事指定のように工事の施行命令ではなく、当該年度に施行してよい工事の内容の承認である。したがって、工事の具体的計画、施工については、本社計画工事と異なり、支社長の裁量に任せられている。

(3) 次のように、支社長に大幅に予算の流用権限を付与している。

ア 本社承認工事の件名別相互間。

イ 翌事業年度以降にわたる本社承認工事の繰上げ施行のための支社計画工事の一括工事と本社承認工事との相互間。

(4) 本社承認工事については、本社は設備投資計画を承認し、その総工事費の決定を行なうにすぎず、工事の具体的施工については、支社長の裁量に任せているので、件名別の総工事費に不足額を生じた場合には、支社長は支社計画工事の一括工事の予算から充当して処理しなければならない。しかし、次に該当する場合には、例外として本社が予算の増額改訂を認めることとしている。

ア 対外的な要素により不足額を生じた場合。

イ 内部的な要素であっても、支社長の責任に帰せられない理由により不足額を生じた場合。

(高橋友輝)

ほんまえいいちろう 本間英一郎 嘉永6・12・17福岡藩士本間源水の三男として生まれ、慶応1年長崎へ出て英語を修め、同3年藩命により渡米、マサチューセッツ工業大学で土木工学を学び、日本人最初の同校卒業生となった。明治7年帰国し海軍省に勤務、翌年京都府に移り、近代工法をとり入れた道路・橋りょう・河川の工事に従事した。明治12年鉄道局に入り、翌年准奏任御用掛として柳ヶ瀬付近麻生口・教賀間の工事を担当した。同16年工部権少技長として中仙道鉄道建設工事に従ったが、同18年工部少技長となり、翌年、当時着工した直江津線におもむき関山に在勤した。同19年鉄道三等技師に任ぜられ、翌年長野出張所長として長野・軽井沢間の工事に従